

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月24日提出

座間市長 佐藤 弥斗

専決処分書



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月3日

座間市長 佐藤 弥斗

工事請負変更契約の締結について

次のとおり請負変更契約を締結するものとする。

- 1 工 事 名 令和6年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）
- 2 請 負 人 座間市南栗原三丁目18番13号
アイグステック株式会社関東支店
取締役支店長代理 鎌 田 聡
- 3 請負契約金額 変更前 24億6,180万円
変更後 25億1,350万円

参考資料

契約の概要

- 1 件名 令和6年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）
- 2 履行期限 令和8年6月19日
- 3 工事場所 座間市緑ヶ丘一丁目1番2号
- 4 変更概要 改修作業における不可視部分の追加作業等をするため、5,170万円の増額となるものである。